

かんたんな労務知識

梅雨入り間近の季節となりました。蒸し暑い日が続きますが、熱中症や体調管理に十分お気を付け下さい。
さて新年度に入り、新入社員を迎え入れたと思ったらすぐに来年の高校新卒採用の活動開始時期が訪れます。今回は、新規学卒者採用についてのルールの確認と最新注意事項についてご案内します。

～ 高校新卒採用についてのルール確認 ～

- ① 求人票の内容(初任給等)や提出先高校の検討
- ② 7/1以降、ハローワークへ届出後、各高校へ求人票を提出
- ③ 9/16以降、選考試験開始 選考後、採用通知発送

～ 新規学卒給与[初任給]相場(全国平均) ～

近年における新規学卒労働市場は、リーマンショック前と同水準の就職内定率に回復し、学生にとっては良い企業へ採用されやすい状況が今年も引き続き予想されます。企業にとっては人材確保がとても困難な情勢が続きます。特に中小企業は人材確保が難しい状況下で、どれくらいの初任給を設定していくかも大切な経営判断です。最新初任給相場は次のとおりです。 単位：(千円)

年	男			女		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
平成23年	205.0	175.5	159.4	197.9	170.5	151.8
24	201.8	173.0	160.1	196.5	168.4	153.6
25	200.2	174.2	158.9	195.1	171.2	151.3
26	202.9	176.1	161.3	197.2	172.8	154.2
27	204.5	177.3	163.4	198.8	174.6	156.2

※詳しい資料をご希望の方は、弊所までお申し付けください。

【賃金構造基本統計調査より】

～ 労働関係法令違反で新卒求人受付拒否される！？ ～

平成28年3月1日より、労働関係法令違反のあった事業所に新規学卒者を紹介することのないよう違反事業所に対して、ハローワークへの新規学卒求人が一定期間受付停止される場合があります。

【不受理処分の例】

- ① 1年間に2回以上同一の内容の違反について是正勧告を受けた
- ② 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された
- ③ 対象事項違反により、送検されて公表された

【不受理期間の例】

是正勧告から是正完了までと是正完了から6ヶ月間

一昔前までは、「法律を守っていたら会社は回らない」というような言葉を聞いたものですが、最近は何かあればすぐにブラック企業と呼ばれ、上記のような制裁も厳しくなり、『法律を守らなければ会社は存続できない』世の中になってきたように思います。

上記内容でご不明な点は、ぜひ当方までお問い合わせ下さい。



詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656